

令和8年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月27日（月）午前10時00分から10時42分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（10人）

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	長嶋昭浩
書記	山中信博
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。前回の会議は大変申し訳ございません。欠席をさせていただきましてありがとうございます。

本日は、全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第6回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、町田文利委員、7番、大野雅弘委員の2名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここでお諮りをいたします。議案第9号番号1、農地法第3条の規定による許可申請に関する件及び議案第10号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、関連がございますので、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

議案第9号番号1及び議案第10号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第9号番号1について説明をさせていただきたいと思っております。

議案第9号番号1の農地の地番につきましては、2ページの議案書にご

ございます地番の欄にございます1筆でございます。台帳地目、田、現況地目、畑で、計画面積は81平方メートルでございます。譲受人は横瀬町在住の方で、譲渡人は秩父市、横瀬町に在住の方であります。申請理由は、所有権移転となっております。

4 ページ目を御覧ください。案内図で場所について説明をいたします。申請地の場所は川東地区にあります12区公会堂から南に約200メートル程度にある農地となっております。本件は、当該農地の所有権の移転を行い、農地として適切に管理をしていきたいという申請であり、移転後につきましては、ネギなどの作物を栽培する予定となっております。

審議内容の要点といたしましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率的利用要件、第4号の常時従事要件及び6号の地域調和要件の全てを満たしているかを判断していただきます。事務局といたしましては、譲受人が横瀬町に居住し、常時従事要件を満たしていることなどを含め、許可基準は全て満たしていると判断しております。

続きまして、議案第10号番号1について説明をさせていただきます。議案第10号番号1の農地の地番は、8 ページにあります議案書の地番の欄にあります1筆でございます。台帳地目、畑、現況地目、宅地で、計画面積は126平方メートルでございます。譲受人は横瀬町在住の方で、譲渡人は秩父市、横瀬町に在住の方であります。申請理由は、住宅用地、進入路となっております。

9 ページ目をご確認ください。案内図で場所について説明をさせていただきます。申請地の場所は、川東地区にあります12区公会堂から南に約200メートル程度にある農地となっております。

申請の背景といたしましては、先ほどの3条申請の際、土地の状況を詳細に調べましたところ、当該農地の一部が進入路として使用されていることが判明したものでございます。平成21年の自宅新築時から利用されておりますが、当時は農地法上の手続が必要であるとの認識がないまま進入路として使用を開始してしまったとのことでございます。

現地の状況でございますが、新築時より継続して使用されており、現在は申請者の日常生活において不可欠な進入路（生活道路）となっております。本件は、長年利用されている生活道路の確保と過去の違反状態を適正に解消することを目的に始末書を添付の上、農地転用許可（追認）を求めるものでございます。

以上で概要を説明申し上げました。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

説明の中で秩父市、横瀬町という表現になっておりましたけれども、皆さん間違いはないと思いますけれども、秩父市及び横瀬町ですので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第9号番号1及び議案第10号番号1について、担当委員の説明に移ります。

担当の中推進委員、お願いいたします。

中推進委員 農地利用最適化推進委員の中です。上程されました議案第9号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午後1時頃、補助員の高野委員と現地確認を行いました。場所は、川東地区にあります12区公会堂から南に約200メートル程度にある農地になります。事務局の説明にもありましたが、当該農地の所有権を移転し、ネギなどを栽培するための申請でございます。譲受人は横瀬に居住しており、常時従事要件も満たしているとのこと。第3条申請の許可基準については満たしていると思われ。

続きまして、上程されました議案第10号番号1、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午後1時頃、補助委員の高野委員と現地の確認を行いました。場所は、川東地区にある12区公会堂南に約200メートル程度にある農地になります。現地を確認したところ、平成21年の自宅建築時から継続して使用されており、当該進入路は申請者の日常生活において必要不可欠なものとなっております。

以上の状況から、違反の解消と生活道路の確保という観点からも、今回の転用はやむを得ないものと判断します。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番高野委員、お願いいたします。

高野委員 補助委員の高野です。上程されました議案第9号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午後1時頃、中推進委員と現

地確認を行いました。場所は12区の公会堂から南に約200メートル程度にある農地になります。中推進委員の説明にもありましたとおり、当該農地の所有権を移転し、ネギなどを栽培するということで、農地本来の活用が見込めるということでございます。農業経験もあり、常時要件も満たしておりますので、3条申請の許可基準についても特に問題はないと判断されます。

続きまして、議案第10号番号1でございます。上程されました議案につきまして所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午後1時頃、中推進委員と現地確認を行いました。場所は12区公会堂から南に約200m程度にある農地になります。中推進委員の説明にもありましたとおり、平成21年から長年利用されており、現在は日常生活に不可欠な進入路となっていることから、不法状態の是正も含め、転用はやむを得ないと考えます。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、質疑に移ります。
何かご質問等ありましたらお願いします。ありませんか。
〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。
それでは、お諮りをいたします。上程中の議案第9号番号1につきましては許可、議案第10号番号1につきましては許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。
よって、議案第9号番号1、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては許可、議案第10号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、議案第9号番号2について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号番号2について説明をいたします。

議案第9号番号2の農地の地番は、2ページにございます議案書の地番の欄にあります1筆でございます。台帳地目、現況地目ともに田で、計画

面積は776.8平方メートルでございます。譲受人は横瀬町在住の方で、譲渡人も横瀬町に在住の方であります。申請理由は所有権移転となっております。

5 ページ目をご確認ください。案内図で場所について説明をいたします。申請地の場所は宇根地区の奥にあります横瀬町公衆トイレから南へ約100メートル程度にある農地となります。本件は、当該農地の所有権の移転を行い、農地として適切に管理をしていきたいという申請であり、移転後につきましては、ブルーベリー、柚、栗などの作物を栽培する予定となっております。

審議内容の要点としましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の常時従事要件及び第6号の地域調和要件の全てを満たしているかを判断していただくことになります。事務局としましては、譲受人が横瀬町に在住し、従事要件を満たしていることなどを含め、許可基準は全て満たしていると判断しております。

以上で事務局からの説明を終了いたします。

議 長

事務局の説明を終了します。

続いて、議案第9号番号2について担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田(幸)推進委員

農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第9号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午後4時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は宇根地区の奥にあります横瀬町公衆トイレから南へ約100メートル程度の農地になります。事務局の説明にもありましたが、当該農地の所有権を移転し、ブルーベリー、柚、栗などを栽培するための申請でございます。譲受人は横瀬に居住しており、常時従事要件も満たしているとのことです。3条申請の許可基準については満たしていると思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、八木原委員、お願いいたします。

八木原委員

補助委員の八木原です。上程されました議案第9号番号2について所見

を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午後4時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。場所は、宇根地区の横瀬町公衆トイレから南へ約100メートル程度の農地になります。町田推進委員の説明にもありましたとおり、当該農地の所有権を移転し、ブルーベリー、柚、栗などを栽培するということで、農地本来の活用が見込めるということです。農業経験もあり、常時要件も満たしていますので、3条申請の許可基準についても特に問題はないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質疑ございますか。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。上程中の議案第9号番号2につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第9号番号2、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可とすることに決定をいたしました。

続いて、議案第9号番号3につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第9号番号3について説明を行います。

議案第9号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆でございます。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は293平方メートルでございます。譲受人は横瀬町在住の方で、譲渡人は行田市に在住の方であります。申請理由は、所有権移転となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図で場所について説明をいたします。申請地の場所は中郷地区にあります横瀬小学校から東へ250メートル程度にある農地となっております。本件は、当該農地の所有権の移転を行い、農地として適切に管理をしていきたいという申請でございます。移転後につきましては、ナス、ジャガイモ、大根などの作物を栽培する予定となっております。

審議内容の要点としましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の常時従事要件及び第6号の地域調和要件の全てを満たしているかを判断していただきます。事務局といたしましては、譲受人が横瀬町に居住し、従事要件を満たしていることなどを含め、許可基準全てを満たしていると判断しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田(幸)推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第9号番号3について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午前9時頃、補助委員の長島農業委員と現地確認を行いました。場所は、中郷地区にあります横瀬小学校から東へ250メートル程度の農地になります。事務局の説明にもありましたが、当該農地の所有権を移転し、ナス、ジャガイモ、大根などを栽培するための申請でございます。

譲受人は横瀬に居住しており、常時従事要件も満たしているとのことですので。3条申請の許可基準については、満たしていると思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、長島委員、お願いいたします。

長島(教)委員 補助委員の長島です。上程されました議案第9号番号3について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午前9時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬小学校から東へ250メートル程度の農地になります。町田推進委員の説明にもありましたとおり、当該農地の所有権を移転し、ナス、ジャガイモ、大根などを栽培するということで、農地本来の活用が見込めるということです。農業経験もあり、常時要件も満たしていますので、第3条申請の許可基準についても特に問題はないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了いたします。
続いて、質疑に移ります。
何かご質疑ございますか。質疑ございませんか。
はい。

町田(裕)委員 すみません、今回の農作業に従事する者の3名なのですが、世帯員が会社員、●●●●さんと●●●●さんは、会社員をしながらこれだけの日数の農業従事をするということなののでしょうか。例えば1日1時間でも農業従事日数として計算をしているということによろしいのでしょうか。

事 務 局 そうですね、会社が終わった後、終了した後に農作業をされるというふうにはお聞きしているものですから、それで日数については満たしていると判断はしております。

町田(裕)委員 ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。この従事日数の考え方なのなのですが、1日何時間以上というのは、特には規定はなかったのですでしたか。

事 務 局 たしか規定についてはなかったと。その日数についてのみというふうに判断をしていたはずなのですが。

議 長 ただ今、町田委員さんのほうからご指摘のあったとおり、ある程度農業をやるとなると時間もかかりますから。ただ、問題は、問題というか私もちょっと気になったのですが、農地法が改正されて、今までは農地を持つのは農家に限るというのが外された関係で、誰でもが農地を持って農業ができるということになりましたので、専業でやらない方の場合、ある程度考えてもいいのかなという気も私もして、チェックはしてみたのですが、けれども。

町田(裕)委員 大丈夫です。ただ単にその150日という常時従事日数がありますので、それを超えればいいのかと思っていたのですが、あまりにも日数が多かったので、どういった条件で日数として数えているのかなと気になっただけでございます。

議 長 ありがとうございます。
ほかに何かご意見ございますか。なければ、質疑なしということによろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。上程中の議案第9号番号3につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成です。議案第9号番号3、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第9号番号4の審議に入ります。本件の審議につきましては、会議規則第11条の規定に準じ、町田推進委員のご退席をお願いいたします。

〔町田(勝)農地利用最適化推進委員退席〕

議長 続いて、議案第9号番号4につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号番号4について説明をいたします。

議案第9号番号4の農地地番は、議案書の地番の欄にあります1筆でございます。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は317平方メートルでございます。譲受人は芦ヶ久保在住の方で、譲渡人は小鹿野町に在住の方であります。申請理由は、所有権移転となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図で場所について説明をさせていただきたいと思っております。申請地の場所は、大畑浄水場から北に200メートル程度の山中にあります農地となっております。本件は、先月審査し、所有権を移転しました土地に関連し、所有者からの要望を受けて所有権を移転するものでございます。移転後は農地として適切に管理をし、ギンナンなどを栽培するということで、農地本来の目的に沿って有効活用が見込めるということでございます。

審議内容の要点といたしましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率的利用要件、第4号の常時従事要件及び第6号の地域調和要件の全てを満たしているかを判断していただきます。事務局といたしましては、譲受人が芦ヶ久保に居住し、従事要件等を満たしていることなどを含め、許可基準は全て満たしていると判断しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田(幸)推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第9号番号4

について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月23日午後5時頃、補助委員の村越農業委員と現地確認を行いました。場所は、大畑浄水場から北に約200メートル程度の山中にある農地です。事務局の説明にもありましたが、当該農地の所有権を移転し、ギンナンなどを栽培するための申請でございます。

譲受人は芦ヶ久保に居住しており、常時従事要件も満たしているとのことです。3条申請の許可基準については、満たしていると思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、村越委員、お願いいたします。

村越委員 補助委員の村越です。上程されました議案第9号番号4について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月23日午後5時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。場所は、大畑浄水場から北に約200メートル程度の山中にある農地になります。町田推進委員の説明にもありましてとおり、当該農地の所有権を移転し、ギンナンなどを栽培するということで、農地本来の活用が見込めるということです。農業経験もあり、常時要件も満たしていますので、3条申請の許可基準についても特に問題はないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問ございますか。質問ございませんか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第9号番号4 農地法第3条の規定による許可申請に関わる件につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第9号番号4、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可とすることに決定をいたしました。

ここで、会議規則第11条の規定による案件の審議が終了しましたので、町田推進委員のご入室をお願いいたします。

〔町田(勝)農地利用最適化推進委員着席〕

議長 それでは、日程第4、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第10号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号番号2の農地の地番は、8ページにございます議案書の地番の欄にありますとおり3筆でございます。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は1,447平方メートルでございます。譲受人は横瀬町にある工事会社で、譲渡人は横瀬町に在住の方であります。申請理由は通路用地となっております。

10ページ目をご確認ください。案内図で場所について説明をいたします。申請地の場所は、根古屋地区にあります3区公会堂から北へ130メートル程度にある農地となっております。

本申請は、既設テニスコートの解体・撤去工事に伴う農地法第5条に基づく一時転用許可申請で、解体工事に使用する重機や工事車両の進入路として許可から半年間、当該農地を一時的に利用するものでございます。工事期間中は、ルート全体に鉄板を敷き詰め、工事完了後は速やかに鉄板を撤去し、元の農地へと復旧させる計画となっております。

なお、本申請は一時的な利用であり、ほかに進入路もないことから、工事上やむを得ないと判断でき、復旧計画及び法令上の要件も満たしていることから、転用可能と判断しております。

以上、概要説明を申し上げました。委員の皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の中推進委員、お願いいたします。

中推進委員 農地利用最適化推進委員の中です。上程されました議案第10号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付資料を精査し、7月19日午前9時半頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、根古屋地区にあります3区公会堂から北へ130メートル程度にある農地となります。既設のテニスコートを解体・撤去するに当たり、工事車両の進入として農地を一時的に利用するものです。工事期間中はルートに鉄板を敷き、工事完了後は速やかに元の農地へと復旧させる計画となっております。工事に伴いやむを得ない一時利用であり、復旧計画も適切であることから、本件は妥当であると判断いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、町田委員、お願いいたします。

町田(文)委員

補助委員の町田文利です。上程をされました議案第10号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月19日午前9時半頃に中推進委員と現地確認を行いました。場所は、3区公会堂から北へ約130メートル程度の農地になります。

中推進委員の説明にもありましたとおり、本申請は既設のテニスコートを解体・撤去するに当たり、工事車両の進入路として農地を一時利用するものです。工事に伴いやむを得ない一時利用であり、復旧計画も適切であることから、本件は妥当であると判断いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問ございますか。ご質問ございませんか。

〔「なし」〕

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第10号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長

ありがとうございました。

全員賛成です。

よって、議案第10号番号2につきましては、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続いて、議案第10号番号3につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第10号番号3について説明をいたします。

議案第10号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆でございます。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は451平方メートルでございます。譲受人は秩父市在住の方で、譲渡人は横瀬町に在住の方であります。申請理由は建て売り住宅となっております。

11ページ目を御覧ください。案内図で場所について説明をいたします。申請地の場所は、川西地区にあります札所10番大慈寺から南東へ160メートル程度にある農地となっております。

申請の概要といたしましては、譲受人が当該土地を建て売り住宅宅地として住宅用地へ転用しようとするものでございます。現地の状況としましては、まず農地区分が小集団の生産性の低い第2種農地であること、そして周辺は既に住宅地化が進んでいるエリアであります。こうした立地状況から、今回の転用が周囲の営農環境に与える影響は極めて少なく、転用もやむを得ないものと判断しております。

以上、概要を説明申し上げました。委員の皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田(幸)推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第10号番号3、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

7月19日午前8時半頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。場所は、札所10番大慈寺から南東に約160メートル付近になります。事務局の説明にもありましたが、譲受人が建て売り住宅地として転用する申請でございます。農地区分としては、小集団の生産性の低い第2種農地であるということ、周辺地は既に住宅地化が進んでおり、周辺農地に与える影響も極めて少ないものと考えられるため、転用はやむを得ないかと思っております。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第10号番号3について所見を申し上げます。

申請書類並びに添付書類を精査し、7月19日午前8時30分頃、町田推進委員と現地確認を行いました。場所は、札所10番から南東に約160メートル付近になります。

町田委員の説明にもありましたが、譲受人が建て売り住宅地として転用する申請でございます。対象地は、生産性の低い第2種農地であり、周辺の宅地化も進んでいることから、周辺農地への影響は極めて少ないと判断でき、転用はやむを得ないものと考えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問等ございますか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長 なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第10号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第10号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをします。

会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前 10 時 42 分)